

議案第 1 2 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

公的給付の振込のために利用する公的給付支給等口座登録簿関係情報について、本市の機関内及び機関間における連携利用を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項第 8 号、3 の項第 9 号、4 の項第 7 号、6 の項第 8 号、7 の項第 8 号、9 の項第 6 号、10 の項第 7 号及び 11 の項第 26 号を削り、同表の 22 の項中「子どものための」を「子育てのための」に改める。

別表第 3 の 2 の項第 6 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 省略			1 省略		
2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(7) 省略	2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(7) 省略 (8) <u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)</u>
3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(8) 省略	3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(8) 省略 (9) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(6) 省略	4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(6) 省略 (7) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
5 省略			5 省略		
6 市長	重度身体障害者が居住する住宅改造	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの	6 市長	重度身体障害者が居住する住宅改造	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

	費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(7) 省略		費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(7) 省略 (8) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
7 市長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(7) 省略	7 市長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(7) 省略 (8) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
8 省略			8 省略		
9 市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(5) 省略	9 市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(5) 省略 (6) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
10 市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(6) 省略	10 市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(6) 省略 (7) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(25) 省略	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(25) 省略 (26) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>
12～21 省略			12～21 省略		
22 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは <u>子育てのための施設等利</u>	省略	22 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは <u>子どものための施設等利</u>	省略

	用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
--	--	--

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 省略			
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(5) 省略

	用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
--	--	--

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 省略			
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1)～(5) 省略 (6) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>